

早めの納税、早めの申請!!

〈お問い合わせ〉役場税務課 TEL(62)9181

軽自動車税の納付は5月31日(木)、減免申請は5月25日(金)まで

①軽自動車税の納付は？

	納付場所	納付期限	納付に必要なもの
現金納付の方	①長陽庁舎(総合調整課)・白水庁舎(会計課)・久木野庁舎(窓口センター)	5月31日(木)までに納付をお願いします。	ご自宅に送付された納付書を持参してください。
	②肥後銀行、熊本ファミリー銀行、阿蘇農協、熊本県信用組合、九州管内のゆうちょ銀行(沖縄を除く)		
	上記①、②のいずれかで納付を行ってください。		
口座振替納付の方	5月28日(月)引落としとなります。残高の確認をお願いします。		

②軽自動車税の減免申請は？

	申請要件	手続き場所	減免申請に必要なもの
減免申請	①公益のため直接専用するもの ②身体障がい者等に該当する人が所有する軽自動車等で身体障がい者本人が運転するもの、生計を一にするもの、又は該当身体障がい者等(単身で生活する者に限る)を常時介護する人が運転するもの(一台に限る)	長陽・白水・久木野の各庁舎で受け付けできます。 納期限前7日(5月25日)までに申請しなければなりません。	●自宅に送付された納付書 ●車検証 ●免許証 ●印鑑 ●身体障がい者手帳等

*減免台数は1人に1台とし、普通自動車等の同時の申請はできません。

*障がいの程度により減免の対象とならない場合があります。

お問い合わせ 役場白水庁舎 税務課 軽自動車係 ☎(62)9181(内線2212)

平成24年度 南阿蘇村税納期のお知らせ

【滞納しない、正しい納税!】暮らしを支える税金です。納期限は守りましょう。

	納付期限	村県民税		固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	
		普通徴収	特別徴収(年金)			普通徴収	特別徴収(年金)
4月	*****		第1期				第1期
5月	5月31日(木)			第1期	全期		
6月	7月2日(月)	第1期	第2期				第2期
7月	7月31日(火)			第2期		第1期	
8月	8月31日(金)	第2期	第3期			第2期	第3期
9月	10月1日(月)	第3期				第3期	
10月	10月31日(水)		第4期	第3期		第4期	第4期
11月	11月30日(金)	第4期				第5期	
12月	12月26日(水)		第5期			第6期	第5期
1月	1月31日(木)					第7期	
2月	2月28日(木)		第6期			第8期	第6期
3月	*****						

◎口座振替を申し込まれている方は、毎月27日に振替されますので残高の確認をお願いします。

(27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)

◎12月は納期限26日・口座振替は20日になります。

◎村県民税・国民健康保険税の特別徴収は年金からの直接納付になりますので、納付書は発送されません。

◎納税組合員に係る異動(加入・脱退・組合長変更等)があった場合は、速やかに各庁舎備え付けの届出用紙により届出をしてください。

平成24年度第1回合同公売会を開催します

南阿蘇村、西原村、小国町、南小国町の4町村における滞納者宅から差し押さえた動産類(約150点)の合同公売会を開催します。皆さま、ぜひご来場ください。

◎日時 5月19日(土) 午前9時30分開場 午前10時から第1回目入札開始予定

◎場所 西原村構造改善センター(西原村大字小森3204-1)